

介護老人保健施設 さくら

訪問リハビリテーション 運営規定

(運営規定設置の主旨)

第1条 医療法人かしの木会が開設する介護老人保健施設さくらにおいて実施する訪問リハビリテーション（以下「当事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2. 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健サービス提供者及び関係市町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において医療福祉総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
3. 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を尊重し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
4. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業を行う事業所の名称所在地は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設さくら |
| | 訪問リハビリテーション事業所 |
| (2) 所在地 | 広島県安芸郡海田町堀川町 2 番 23 号 |
| (3) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (3453280020 号) |
| (4) 開設年月日 | 令和 3 年 8 月 1 日 |
| (5) 電話番号 | 082-822-3777 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所に勤務する訪問リハビリテーション職員の職種、員数及び職務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、当事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名 (常勤兼務)
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士 1名 (非常勤専従) 以上
理学療法士は、医師の診療に基づき、訪問リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月・水・金曜日とする。ただし祝祭日、及び、8月14日から8月16日と12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後12時30分までの4時間とする。

(事業の内容)

第7条 訪問リハビリテーションの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 健康チェック
- (2) 理学療法又は作業療法等やその他必要なリハビリテーション
- (3) 生活指導
- (4) 環境の整備

(利用料その他の費用)

第8条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額

- (1) 厚生労働大臣が定める基準額
- (2) 通常の事業の実施地域以外の訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の実施地域を超えた地点から居宅まで、路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域を安芸郡海田町、広島市安芸区矢野地区、広島市安芸区船越地区とする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(ICTを活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報する。

(身体拘束)

第11条 当事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 当事業所は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な処置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2. 当事業所は、訪問リハビリテーションを実施中に事故が発生した場合には、市町、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務長を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火、通報、避難)……………年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(衛生管理)

第14条 当事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、当事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 感染症が発生又はまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を隨時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

2. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第17条 当事業所は、提供した訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2. 当事業所は適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
3. 訪問リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項に関しては、介護老人保健施設さくらの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規定は、令和3年8月1日から施行する。

令和7年5月31日一部改正

令和7年10月1日一部改正